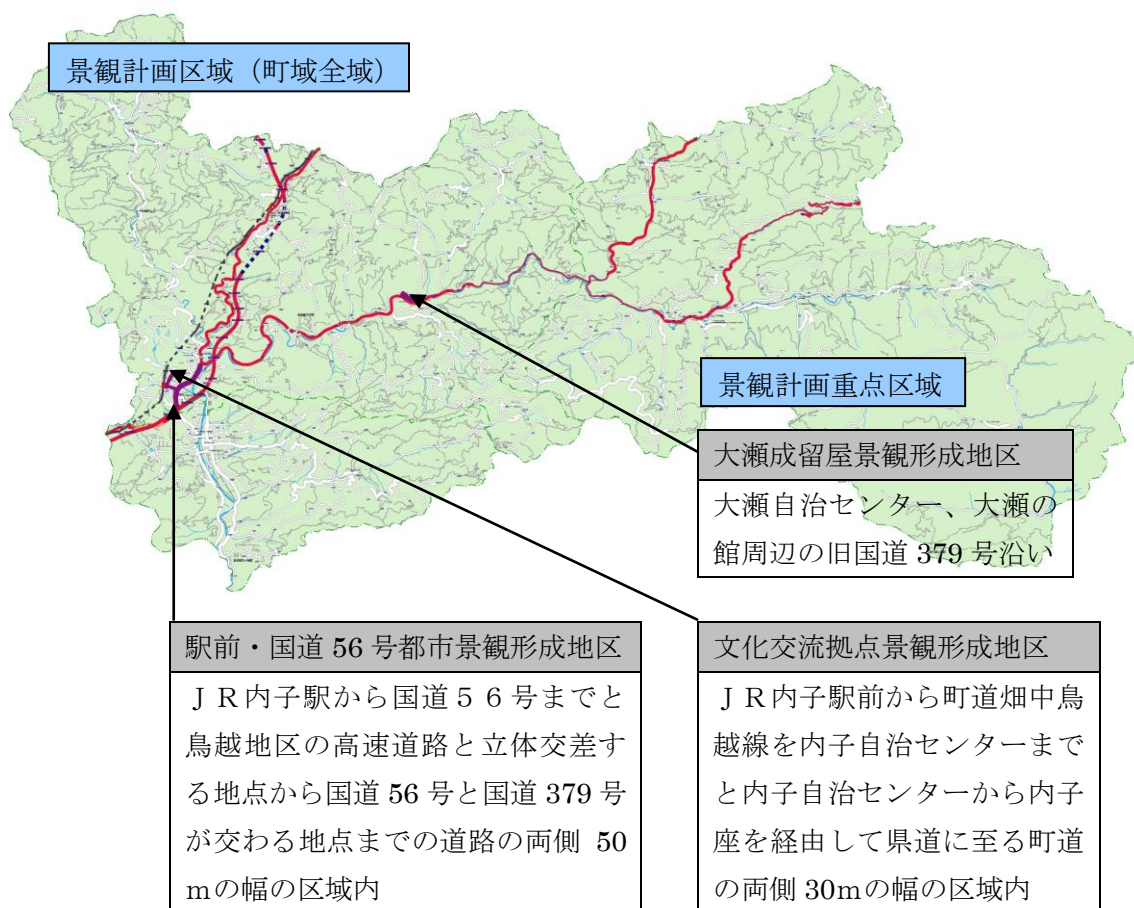


景観法に基づく届け出について

内子町においては、町域全域を景観計画区域とし、そのうち地域特性を持ち、その特性に応じたきめ細かい景観形成が必要な区域を、景観計画重点区域として指定しています。

景観計画区域（景観計画重点区域を含む）において、建築物の建築行為を行う際には景観法第 16 条で規定された届出を行う必要があります。届出の際には『景観法』、及び『内子町景観まちづくり条例』の規定に基づくとともに、『内子町景観まちづくり計画』で定められた行為の制限に適合するよう配慮してください。

景観計画重点区域は下図の 3 地域です。



◆各景観計画重点区域の詳細図は次をクリックしてください。

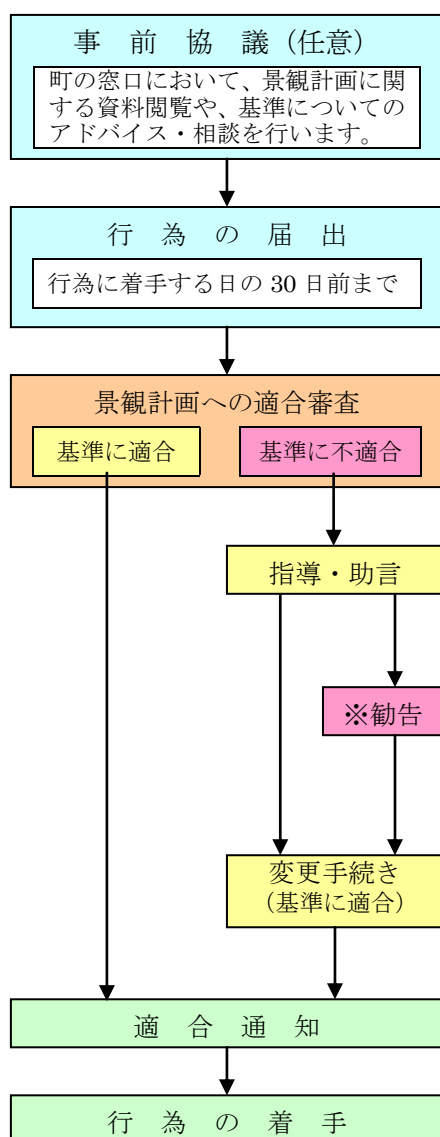
駅前・国道 56 号都市景観形成地区(PDF:1.3MB)	文化交流拠点景観形成地区(PDF:1.3MB)	大瀬成留屋景観形成地区(PDF:520KB)
---	---	--

1. 届出の対象となる行為／手続きの流れ

(1) 届出の対象となる行為は下記の一覧表を確認してください。行為の場所によって規模要件が異なります。

●[届出対象行為一覧表 \(PDF:68KB\)](#)

(2)届出の対象となる行為を行う場合は、行為に着手する 30 日前までに、建設デザイン班へ届出が必要になります。事前協議も受け付けています。



※指導・助言により従っていただけない場合は勧告をし、なお正当な理由がなく従っていただけない場合については、その内容と名前等を公表します。

2. 届出書の様式

景観法に基づく届出書の様式は次のとおりです

(※国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知書を提出してください。)

◆様式第●号『景観計画区域内における行為の(変更)届出書』

→●[PDF\(104KB\)](#) ●[Word\(108KB\)](#)

◇様式第●号『景観計画区域内における行為の通知書』

(※国・県・市が行う行為についてのみ利用してください。)

→●[PDF\(102KB\)](#) ●[Word\(108KB\)](#)

3. 届出に必要な図書

届出書に添付する図書については、下記の一覧表を確認してください。

●[届け出に必要な図書の一覧表\(54KB\)](#)

◆提出部数は2部(正1部、副1部)です。

4. 内子町景観まちづくり計画

『内子町景観まちづくり計画』については、平成20年9月16日告示しました。内子町における景観形成の基本方針、良好な景観の形成のための行為の制限等について規定されています。

[△内子町景観まちづくり計画](#)